

第1回 たばこ対策推進委員会

日時：平成24年7月31日（火）
午後2時30分～4時30分

場所：奈良県庁北分庁舎1階11会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 県の喫煙に関する現状と課題について
- (2) 今後のたばこ対策について
第二期奈良県健康増進計画の方向性について
- (3) その他

3 閉 会

たばこ対策推進委員会 委員名簿

委員委嘱任期：平成26年6月30日まで

所 属 団 体 名		委 員 氏 名
学識経験者（奈良女子大学）	専門家	高橋 裕子
奈良県医師会	医療関係	槇野 久春
奈良県歯科医師会	医療関係	富森 裕美子
奈良県薬剤師会	医療関係	荒川 直樹
王寺町G e t 元気21 煙バイバイ活動	たばこ対策 ボランティア	山口 巍
[事務局] 各保健所母子健康推進係 健康づくり推進課	郡山保健所 桜井保健所 葛城保健所 吉野保健所	たばこ対策事業担当

第1回 たばこ対策推進委員会席図

日 時：平成24年7月31日（火）午後2:30～4:30
場 所：奈良県庁北分庁舎 1階 11会議室

委員長

荒川委員	○	富森委員
高橋委員	○	楳野委員
	○	山口委員

事務局

○	○	○	○
松山	橋本	大原	増谷

○	○	○	○
郡山保健所 増田	葛城保健所 井伊	森本	中川

○	○	○
桜井保健所 堀内	吉野保健所 翼	報道席

○	○	○	○
傍聴席		報道席	

たばこ対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民の健康の保持増進及び疾病予防の観点から、本県におけるたばこ対策の方針を検討し、効果的に推進するため、たばこ対策推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 未成年者の喫煙防止を推進するための方策に関すること。
- (2) 公共の場所や職場における禁煙を推進するための方策に関すること。
- (3) 喫煙者の禁煙を支援するための方策に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員会については、健康長寿文化づくり推進会議と連携を図り進めるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉部健康づくり推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から改正施行する。